臨時的任用職員(環境技術職)の募集(登録)のお知らせ

神奈川県の環境対策関係の業務を行っている本庁部署や出先機関で、育児休業取得職員等の代替職員として勤務していただく臨時的任用職員の募集をしています。

育児休業取得職員があった場合等に代替職員として勤務していただくため、事前に 臨時的任用職員の候補者として登録いただき、育児休業取得職員があった場合等に勤 務地等の条件が一致した方に勤務していただくことになります。そのため、登録いた だいても勤務先をご紹介できない場合もありますので、予めご了承ください。

1 受付期間

随時登録の受付を行います。

2 応募資格

| 項目 | | 条件 | |
|----|--------------------------------|---------------------------------|--|
| 資格 | 4年制大学理工学部化学科、農学部農芸化学科等専門学部の卒業生 | | |
| 欠格 | 地方公務員法第16条の規定に該当する次の人は登録できません | | |
| | 該当要牛 | ア 成年被後見人又は被保佐人 | |
| | | イ 禁こ以上の刑に処され、その執行を終わるまで又は執行を受ける | |
| | | ことがなくなるまでの人 | |
| | ' | ウ 神奈川県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2 | |
| | | 年を経過しない人 | |
| | | エ 日本国憲法施行の日以降について、日本国憲法又はその下に成立 | |
| | | した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成 | |
| | | し、又はこれに加入した人 | |

3 応募(登録)手続き

(1) 応募(登録)に必要な書類

臨時的任用職員の応募(登録)に必要な書類は次のとおりです。

- 1) 臨時的任用職員登録申込書 (別添 又は県ホームページよりダウンロード URL: https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/tyousei/kagakusyoku.html
- 2) JIS規格の履歴書(写真貼付のこと)
- 3) 最終学歴の卒業を証明するもの(写)
- ※応募書類は返却いたしませんので、ご了承ください。
- (2) 書類の提出先

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県環境農政局環境部大気水質課 調整グループ

電話:045-210-4107 (直通)

- ※郵送の場合は、事前に電話で御連絡ください。
- ※御持参される場合は、事前に電話で御連絡のうえ、土、日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間に大気水質課(神奈川県庁新庁舎4階)へおいでください。

4 勤務条件

(1) 給与等

(例) 令和2年4月1日現在 大学新規学卒者給与

| 給与月給 | 地域手当 | 計 |
|----------|---------|----------|
| 188,800円 | 22,656円 | 211,456円 |

なお、その他の学歴・職歴等がある場合は、この額に一定の基準で計算された額が加算されます。

この他、正規職員に準じて諸手当が支給されます。

(2) 休暇

勤務時間に応じて年次休暇等が取得できます。(6ヶ月勤務の場合、8日の年 次休暇)

(3) 勤務時間

正規職員に準じます。

(4) 服務

正規職員と同様に地方公務員法の規定が適用され、

- (1) 地方公務員法又はこれに基づく条例などの規定に違反した場合、
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、
- (3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合、

懲戒処分の対象となります。

5 勤務期間

原則として、1回の勤務期限は6ヶ月以内となります。

6 登録の変更、削除

臨時的任用職員の登録内容の変更や登録の削除は、本人の申出により行います。

問合せ先

神奈川県環境農政局 環境部大気水質課調整グループ 電話:045-210-4107